

(18) 1ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物

提案基準18 「1ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」

自然的土地利用と調和のとれた1ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に管理上又は利用増進上併設される併設建築物で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 予定建築物は、物理的及び機能的にみて当該運動・レジャー施設又は墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物で、規模、設計、配置、内容等が適切であり、かつ、原則として次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 用途は、運動・レジャー施設にあつては、管理事務所、休憩所、クラブハウス等であり、墓地にあつては、管理事務所、便所、納骨堂等であること。
 - (2) 容積率は、4パーセント以下であること。
 - (3) 建ぺい率は、2パーセント以下であること。
- 2 敷地の規模は、運動・レジャー施設にあつては、おおむね0.3ヘクタール以上、墓地にあつては、0.1ヘクタール以上であること。
- 3 地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること。

<留意事項>

- ア 自然的土地利用と調和のとれた1ヘクタール未満の運動・レジャー施設とは、野球場、庭球場、陸上競技場等であり、騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるものは該当しない。
- イ 墓地とは、墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地をいい、ペット霊園は該当しない。
- ウ 要件1の本文でいう墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物には、葬祭場等は含まない。

【解説P64参照】